

固定価格買取制度 (FIT) の 制度設計におけるポイント



自然エネルギー財団
JAPAN RENEWABLE ENERGY FOUNDATION

Institute for Economic Energy Policy
isep

原案からの修正点の確認

	政府原案	成立後(3党合意後)
<u>価格設定</u>	発電設備区分ごと (太陽光とそれ以外(15-20円))	発電設備区分、設備形態及び規模ごと (各電源、発電規模ごと に価格設定)
<u>価格決定</u> <u>各省庁や国会</u> <u>の関与</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・経産相が価格決定 ・資源エネ庁総合資源エネルギー調査会の意見を聞く 	<ul style="list-style-type: none"> ・経産相が価格決定 ・調達価格算定委員会(国会同意人事)の意見を聞かなければならない ・農水、環境、国交、消費者担当大臣の意見を聞く
<u>賦課金の減免</u>	なし(一律)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者、低所得者への賦課金免除 ・電力多消費型産業への減額
<u>接続義務</u>	再生可能エネルギー電力の接続義務 ただし、「 電力の安定供給に支障を生じる場合は接続を拒むことができる 」 (国会審議で電力会社による恣意では拒むことができないと答弁あり)	
<u>目標</u>	再エネ全体で2020年までに13.5% (大水力を除いて 4%)	エネルギー基本計画は白紙、数値目標がないが、再エネは原案よりも増える



論点1: 事業性の確保

- 買取価格の設定方法
- 買取期間
- 設備規模、形態、地域特性への配慮
- 買取価格決定タイミング
- 価格見直しの方法
- 住宅用太陽光の扱い



(参考) 買取価格

- 国民負担が過剰なものとならないようにすること
(原案の一律買取や0.5円/kWh上限、太陽光余剰買取等の根拠)
(3条4項他)
- 開始3年間は事業者の利潤に特別に配慮(附則7条)
- 調達価格の見直しは当該年度前(あるいは必要に応じて半期ごと)に行う。(3条1項)
- 規模ごとの基準をどこで分けるか?(特に買取制度小委報告書等では、バイオマスでは既存用途や持続可能性、LCAの観点などに考慮することとある)
- 小型風力の扱い(買取制度小委報告書では家庭用太陽光と同様の扱いとあったが・・・?)



論点2：接続の保証

- 優先接続に関して政省令で規定すべき内容
 - － 接続保証
 - － 優先接続
 - － 接続費用の分担、回収
 - － 買取保証
 - － 送電保証
 - － 供給制限ルール
 - － 電力会社が認められる接続拒否理由とは
- 系統接続費用の負担の在り方
 - － 系統接続費用
 - － 系統増強費用



(参考) 契約・接続義務

第4条(契約義務)

- 電気事業者は再生可能エネルギー電気の契約申し込みがあったときは、その内容が当該電気事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき、その他経済産業省令で定める正当な理由がある場合を除き、契約締結を拒んでは

第5条(接続義務)

- 電気事業者は以下の場合を除き、接続を拒んではならない。
 - 当該接続に必要な費用であって経済産業省令で定めるものを負担しないとき
 - 電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがあるとき
 - その他経済産業大臣が定める正当な理由があるとき

但し書きに対して

- 拒めるのは主に①発電設備に不備があった場合、②契約に不備や不正があった場合、③必要な費用を支払わなかった場合で、電力会社の恣意では拒むことはできない(国会答弁)
- 電気事業者が拒んだ場合は十分に説明しなければならない(付帯決議3項)



論点3:意思決定に係る公平性・ 透明性の確保

- 政府による進捗状況報告書の作成・公表
- 買取価格調整等のためのデータ収集方法、公表範囲
- 系統接続等における紛争処理のための独立機関の在り方
- 意思決定過程における透明性の確保
- 規制改革
- 環境価値の帰属

